一般管理費	2,230,956,170			
財務費用	398,827,190			
雑損	163,772,412			
臨時損失	44,358,321	65,157,060,160		
⑵　（控除）自己収入等				
授業料収益	△ 6,853,584,097			
入学金収益	△ 1,181,025,700			
検定料収益	△ 240,125,500			
附属病院収益	△ 22,164,638,820			
受託研究等収益	△ 2,384,968,570			
受託事業等収益	△ 297,030,207			
寄附金収益	△ 1,388,852,246			
財務収益	△ 65,122,117			
資産見返運営費交付金等戻入	△ 494,319,123			
資産見返寄附金戻入	△ 680,155,444			
雑益	△ 500,249,814			
臨時利益	△ 38,535,378	△ 36,288,607,016		
業務費用合計				28,868,453,144
Ⅱ　損益外減価償却相当額				
損益外減価償却相当額	2,613,226,910			
損益外固定資産除却相当額	5,504,548			2,618,731,458
Ⅲ　損益外減損損失相当額				0
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			△	31,522,590
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			△	53,881,114
Ⅵ　機会費用				
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	146,784,127			
政府出資の機会費用	1,952,095,498			2,098,879,625
Ⅶ　（控除）国庫納付額				0
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト				33,500,660,523

注記事項

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

ただし、退職一時金については費用進行基準を、「特別教育研究経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～60年
機械装置	３～49年
工具器具備品	１～20年
船舶	１～14年
車両運搬具	３～７年

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等の研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．未収附属病院収入に係る引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金による財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を退職給付に係る引当金として計上しております。

ただし、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、引当金を計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度末における自己都合要支給額を用いて計算した退職給付見積額の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

８．外貨資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

ａ　土　地

国有財産については、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針に基づき、計算しております。

なお、計算に使用した利率は10年国債（新発債）の平成22年３月31日利回り終値1.395％であります。

地方公共団体財産については、無償貸付を受けている地方公共団体の条例で定める額を参考に計算しております。